

健康増進・啓発普及支援事業の概要

1 事業の内容

本事業は、京都府民の健康増進及び医学・医療に関する知識の啓発普及を目的として、京都府立医科大学や医学関係の団体など開催する講演会、研究会等に対して、主催者からの支援要請により当法人が共同開催や後援、協力などで支援を行う。また、主催者と協議の上、開催経費の一部（看板代、チラシの送付費など）を助成する。

2 支援対象事業

京都府民を対象とした京都府立医科大学や医学関係の団体、研究会等開催する講演会、研究会、講習会等

3 支援事業の申請

当法人の理事長に申請書を提出

健康増進・啓発普及支援事業申請書（第1号様式） PDF

4 選考方法及び結果の通知

理事長が、予算の範囲内で支援内容を決定し、申請者に承認通知

5 支援の内容

- ① 共催又は後援などによる支援
- ② 関係者への案内チラシの送付
- ③ 当法人のホームページへの掲載
- ④ 開催経費の一部を助成（主催者と協議の上、決定）

6 完了報告

事業完了後は速やかに事業実績報告書を当法人に提出

7 情報公開

事業の実施状況は、当法人のホームページ「事業報告書の項」で公表（個人情報を除く。）

以上

(参考)

【申請書類等】

- ① 健康増進・啓発普及支援事業申請書（第1号様式）
- ② 健康増進・啓発普及支援事業承認書（第2号様式）
- ③ 健康増進・啓発普及支援事業実績報告書（第3号様式）

【助成の手続き等】

- (1) 健康増進・啓発普及支援事業申請書（第1号様式）の提出、受理
- (2) 理事長が、予算の範囲内で支援の内容(経費負担を含む)を決定し、健康増進・啓発普及支援事業承認書（第2号様式）により申請者に通知
- (3) 承認を受けた申請者は、事業完了後健康増進・啓発普及支援事業実績報告書（第3号様式）により、理事長に報告

なお、当法人が経費の一部を支援する場合は、当法人あての請求書を添付（業者への支払いは、当法人が行う。）